

函館空港における「刈草」利用者の募集

■ 募集要件

1. 利用目的が明確であり、刈草を現地に直接引取りに来て頂ける方々にどなたでも無償で提供致します。
 - ☆ 刈草の適正な有効利用を推奨するため、刈草を敷きワラに使用する若しくは刈草を畑の堆肥として利用する等、利用目的が明確な方に提供致します。
 - ☆ 刈草引取時は、引取り者側の責任と負担において積み込み、運搬をお願いします。
 - ☆ なお、トラック等への積み込み作業は、草刈工事の作業中であれば工事請負者がお手伝い出来る場合があります。
2. 天候等の条件により、全てが良質の草とは限りません。(事前にご連絡頂き、予め刈草引渡し場所において刈草を確認した上での申請をお勧めします。)
 - ☆ 刈草引き渡し後の返品や品質への責任を負うことは一切できませんので、引き取り側の責任においてお願い致します。
3. 事前に申請書の提出が必要です。
 - ☆ 所定の申請書に必要事項を記載の上、提出をお願いします。
 - ☆ 申請内容に問題がなければ承認後、取引が開始となります。
4. 引渡しは先着順とし、刈草が終了した時点で受付を締め切らせて頂きます。
 - ☆ 天候等の影響や除草作業の進捗状況等により、引渡し時期や刈草量が変動します。
 - ☆ 申請書を確認後、引渡し時期や場所についてご連絡致します。
5. 一度に引き渡し出来るのは、天候等の影響や除草作業の進捗状況によっても異なりますが、特に制限はございません。但し、運搬に使用する車両の積載重量までと致します。
 - ☆ 積載オーバー、積み荷の落下等がないよう法令遵守をお願いします。
6. 引取って頂いた刈草については、目的外使用(転売、換金、不法投棄等)は出来ませんのでご了承願います。
 - ☆ 利用実態に問題があった場合には、刈草の引渡しを停止する場合がございます。
7. 刈草の不法投棄は犯罪行為・不法行為となりますので、引取り者側の責任において十分な管理をお願いします。
8. 詳細については、別添の「函館空港における刈草引渡し条件」をご参照下さい。
9. 刈草の引渡し場所は、函館空港敷地内とさせていただきます。(別紙-1 参照)

<状況写真>



草刈状況



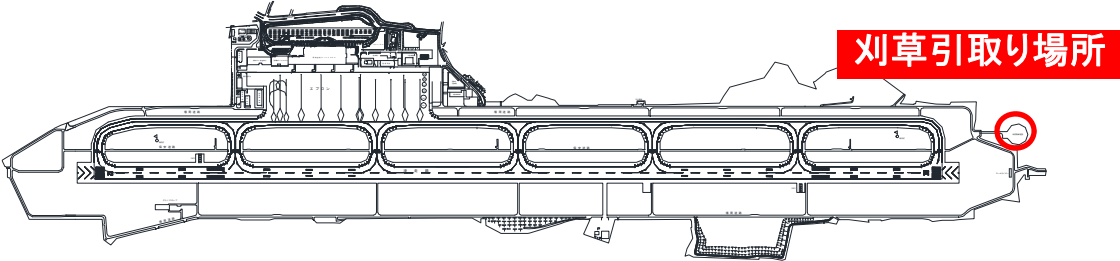
刈草(ロール)

【お問い合わせ先】

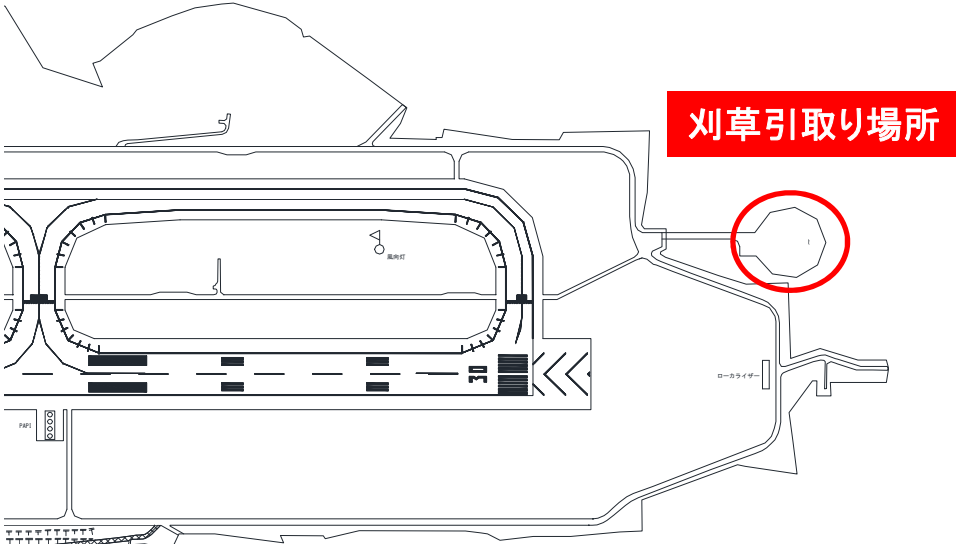
〒042-0952 北海道函館市高松町511
国土交通省 東京航空局
函館空港事務所 施設運用管理官(土木)
電話番号 0138-57-2417(直通)

<函館空港 刈草引取り場所>

【平面図】



【拡大図】



函館空港における刈草引渡し条件

1. 申請書は、事前にお電話を頂き、引取りを希望される日の1週間前までに、函館空港事務所の担当窓口へ提出をお願い致します。

- ・ 申請内容について確認後、後日ご連絡致します。

2. 引取り期間は、7月上旬から10月下旬の間とさせていただきます。

- ・ 刈草の引取り時間は、平日の9:00から16:00の間で、事前に函館空港事務所の担当窓口へ、下記の連絡をお願いします。

[当日の連絡内容]

組織名、引取り者氏名、引取り希望時間、引取り個数

3. 引取り場所は、函館空港事務所が指定する刈草置場とさせていただきます。

- ・ 刈草引取りに当たっては、函館空港事務所の指示に従って頂きますようお願いいたします。
- ・ 刈草運搬時に発生した事故については、引取り者の責任において対応を願います。

4. 刈草はロール(直径1.5m*延長1.2m)状で1個当たりの重量の目安は以下のとおりです。

- ・ 刈取り後、間もないもの … 概ね 850~1,000kg
- ・ 刈取り後、日数の経ったもの … 概ね 350kg~450kg

5. 刈草の不法投棄は犯罪行為・不法行為となりますので、引取り者側の責任において十分な管理をお願いします。

6. 引取って頂いた刈草については目的外使用(転売、換金、不法投棄等)は出来ませんのでご了承承願います。

7. 引取って頂いた刈草の品質等が原因により何らかの問題が生じても、当方及びその関係者は責任を負いかねますのでご了承承願います。

函館空港における刈草引取り申請書兼承認書

申請年月日	平成 年 月 日
組織名(会社・団体名等)	
住所	
連絡先	TEL — — FAX — —
代表者氏名	
利用目的	敷ワラ 堆肥 その他 ()
希望量	個
引き取り希望月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
引取り者氏名	
使用トラック規格 及び登録番号	
その他	

引取った刈草は、上記申請事項、並びに下記引渡し条件に基づき利用します。

(引渡し条件)

1. 刈草は、函館空港事務所が指定する仮置場にて引取ります。
2. 刈草引取りに係る費用については当方の負担で行います。
3. 刈草引取りに当たっては、函館空港事務所の指示に従います。
4. 刈草の利用は、申請書に記載した目的外(転売・換金・不法投棄等)には使用しません。
5. 引取った刈草は当方の責任において管理するものとし、不法投棄はしません。
6. 刈草引取り作業中及び運搬時に発生した事故については当方の責任において対応します。
7. 引取った刈草の品質等が原因で何らかの問題が生じても、当方の責任において対応することとし、函館空港事務所及び関係者に対するの損害請求、訴訟等は一切行いません。

申請者

印

平成 年 月 日付で申請がありました「函館空港における刈草引取り」については、承認します。

承認日年月日) 平成 年 月 日 承認者

印

【個人情報の保護】

- ・ 上記申請書で得た個人情報は刈草の適正な管理のために必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
- ・ 具体例として、引き渡し時期及び受け取り場所の連絡調整や来年度以降の刈草利用に対する意向確認等に使用致しますので、ご了承下さい。